

第 号
平成24年8月 日

障害福祉サービス事業所
障害者支援施設
一般相談支援事業所
特定相談支援事業所
障害児通所支援事業所
障害児入所施設
障害児相談支援事業所

設置法人代表者 様

徳島県保健福祉部福祉こども局障害福祉課長
(公 印 省 略)

障害福祉サービス事業者等における業務管理体制の整備について（依頼）

日頃は、本県の障害福祉行政に御協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、平成24年4月1日の障害者自立支援法及び児童福祉法の改正に伴い、障害者（児）施設・事業者は法令遵守等の業務管理体制を整備し、所管行政機関に届出ることとされました。

つきましては、障害者自立支援法または児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書を、下記によりご提出ください。

1 提出期限 平成24年9月28日（金） ※必着

2 提出書類

別添のとおり

3 提出方法

厚生労働省又は市町村に届け出る事業者以外は、下記まで郵送又は持参の方法により御提出下さい。

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県保健福祉部障害福祉課
施設担当 矢野
電話: 088-621-2244 ファクシミリ: 088-621-2241
メール: yano_syouta_1@pref.tokushima.lg.jp